平成27年10月26日(月) 於 栃木県公館 大会議室

第167回 栃木県都市計画審議会 会 議 録

- 1. 開催日 平成27年10月26日(月)
- 2. 開催場所 栃木県公館 大会議室
- 3. 出席委員 17名

築瀬委員、森本委員、尾立委員、青木委員、 戸室委員、青山委員、半田委員、濱 委員(代)、 石川委員(代)、石田委員(代)、松岡委員(代)、小菅委員、 加藤委員、中島委員、螺良委員、板橋委員、 黒川委員

※(代)は代理出席であり、第2号委員(関係行政機関の職員)については栃木県都市計画審議会 規程により代理出席が認められております。

午後1時30分 開会

- ○事務局 定刻となりましたので、ただいまから第167回栃木県都市計画審議会を開会いたします。 開会にあたりまして、県を代表して印南県土整備部長から御挨拶申し上げます。
- ○印南県土整備部長 県土整備部長の印南でございます。

本日は、お忙しい中、第167回栃木県都市計画審議会に御出席を賜りまして心から御礼を申し上げます。また、日ごろから本県の都市計画行政をはじめとして、県政全般にわたり多大なる御支援、御尽力を賜りまして、これにつきましても改めて感謝を申し上げる次第でございます。

本日は審議案件が14件となっておりまして、「粟野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」ほか13区域の非線引き都市計画区域におきまして、マスタープランの変更について御審議をいただくものでございます。

会長をはじめ、委員の皆様には、十分な御審議のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会あたりまして私からの御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局 続いて、議事に入ります前に、委員の異動について御紹介いたします。お配りしております 委員名簿のとおり、3名の方が新しく委員になられております。

本日は委員20名のうち出席者は17名で、栃木県都市計画審議会条例第5条の規定による定足数に達しましたことを御報告いたします。

それでは、簗瀬会長よろしくお願いいたします。

○議長 本日は、第167回栃木県都市計画審議会を開催しましたところ、御多用中にもかかわらず、 御出席いただきましてまことにありがとうございます。

それでは議事を進めさせていただきます。まず議事録署名委員ですが、3番の森本委員、4番の尾立委員を御指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。本日の案件としましては、お手元の「第167回栃木県都市計画審議会 議案の概要」にございますように、「栗野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」など14件の付議議案でございます。

なお、審議会運営にあたりましては、栃木県都市計画審議会規程第12条の規定に基づき、本日の 議案は公開といたします。

本日の付議案件である第1号議案「粟野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」から第14号議案「那珂川都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」は、関連がありますので、一括して議題といたしたいと存じます。

この議案につきまして、幹事から御説明をお願いいたします。

○幹事(栃木県都市計画課長) 都市計画課長の船山でございます。着座にて説明させていただきます。 まず説明に入る前に、お手元に、先ほど紹介いたしました「議案書の概要」が表紙を含めて2枚。 「議案書」には知事から当審議会に付議するにあたりましての付議書と都市計画の具体的な案件の 位置を示したものを掲載しております。次に「議案書 別冊」、こちらが具体的な14案件の計画 書になります。最後に「審議会参考資料」がございます。

まず「議案の概要」をお開きいただきます。今回は、「栗野都市計画」から「那珂川都市計画」まで、議案の概要にございますように、基本的に都市計画法第6条の2に基づきまして、県がそれぞれの「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定めることになっており、基本的にはこの見直しの案件となっております。

本来であれば、「別冊」の計画書を御説明差し上げるべきところですが、それぞれの都市計画区域 につきまして県が都市づくりの方向性等を示す内容になっております。従いまして、基本的な枠組み、 項目立て、記載事項については共通するところがございます。つきましては、最後に確認させていた だきました「参考資料」で御説明差し上げたいと思います。

「参考資料」をお開きいただきたいと思います。順番が逆になりますが、2ページをお開きください。こちらは本県の現在の都市計画区域がどのようになっているかを示したものでございます。上の地図の緑色で塗り潰してあるところが非線引き、つまり線引きしていない都市計画区域。それに対しまして、宇都宮、足利佐野、小山栃木はオレンジ、ピンク、紫で表示しております。これは線引きをしている都市計画区域でございます。今回、いずれの都市計画区域についても、県が「整備、開発及び保全の方針」を見直し定めるわけですが、本日の14案件につきましては、基本的に非線引きの緑色で塗り潰された部分と御理解いただけばよろしいかと思います。

ここで、宇都宮のところを御覧いただきますと、上河内とございます。これは旧上河内町になります。こちらの関係も含めまして、最終的に、今年度末には都市計画区域の一部変更も伴いますので、それを下の表にまとめております。左側が現在の都市計画区域。右側が見直し後の都市計画で、今の段階では予定ということにさせていただいております。

まず、今回14案件ございます非線引きの都市計画区域につきましては、現在は1番栗野から15番上河内まで全部で15ございます。ただ、上河内につきましては、過去に市町村合併がございました。今回、改めて宇都宮都市計画区域に含めるということでございますので、今回の案件からは除かれております。

次に、線引きの宇都宮、足利佐野、小山栃木とございます。ここで赤字で表示されているところは 現在の都市計画区域なので、宇都宮市のところに旧上河内町を除くと書いてあります。

これを、見直し後は、右のとおり旧上河内町も含めた都市計画区域にいたします。また、下野市の関連ですが、こちらも市町村合併に伴いまして、今回の見直しを機に、現時点で旧石橋町の区域については宇都宮都市計画区域に含まれておりますが、これを最終的には下野市一体のものということで、小山栃木都市計画区域に編入することを考えております。

その中で、今回は非線引きの14都市計画区域につきまして、県が定めますそれぞれの「都市計画 区域の整備、開発及び保全の方針」を見直す内容でございます。

それでは1ページを御覧ください。「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、通称「都市計画 区域マスタープラン」あるいは「区域マスタープラン」と呼んでおりますが、こちらは、先ほどの概 要にもございましたように法第6条の2に基づき県が定めることになっております。 「1 都市計画区域マスタープランの概要」です。内容につきましては、県が、栃木県全体あるいは都市計画区域全体といった広域的な観点から、当該都市計画区域の都市計画のあり方、将来の市街地像や都市の方向性を示すという内容でございます。

経緯といたしまして、都市計画法の改正は平成12年ですが、これを受けて新たに県が最初に区域マスタープランを定め、市町村はそれに則した形でそれぞれマスタープランを定めることになり、区域マスタープランは平成16年度に当初策定・決定させていただきました。その後、基本的には国勢調査ごとに法律に基づく都市計画の基礎調査を行い、そのときの時代の要請や将来の見通しを改めて踏まえた上で、適切な見直しをかけております。それが第1回目の見直しということで平成23年度。そして今回、都市計画審議会の議を経て決定・告示という運びになりますが、来年3月には2回目の見直し・変更をしたいと考えております。

今回の区域マスタープランの目的です。人口減少局面や超高齢化社会といったものを考えたときに、今後とも持続可能な地域・都市を形成していくためにはどうしたらいいかという中で、昨年、栃木県として「都市ビジョン」というものをこの都市計画審議会で御審議していただいた上で定めました。「とちぎのエコ・コンパクトシティ」、これは一言で言いますと、いわゆる都市機能の適切な集積とそれぞれをネットワークする。こういった県土構造を目指そうではないかということを定めております。それに従いまして、区域マスタープランにつきましてもその理念を踏襲して策定しております。位置付けでございますが、いわゆる法定計画、都市計画法第6条の2ということで、県として広域的な視点から各都市計画区域の基本的な方向性を示します。その上で、今度は市町村レベルになりますが、地域の具体的な課題や方針を市町村自ら考え、「市町村マスタープラン」を定めるという形になります。市町村マスタープランにつきましては、県が今回区域マスタープランを定め、その後すぐというところもございますし、若干時間をおいてというところもございますが、各市町が責任を持っ

次に「2 都市計画区域マスタープランの主な見直し内容」です。まず大きく1つ目は、拠点地区の設定についてです。現在の区域マスタープランは平成23年に見直ししたものですが、そこでは、拠点地区を設定し拠点性を高めていくのだというところに重点を置き、それだけではなくて、当時からそれをネットワークで結んでいくという考えはございましたが、どちらかというと集約を重点に置いておりました。今回、超高齢社会・人口減少を考えたときに、拠点性を高めていくと同時に、そうした拠点や周辺都市を連携することによって、都市機能をお互いに補完し合いながらそれぞれの地域を形成していくという概念を色濃く反映させております。

て定めていくという形になります。

なお、今回の考え方の2つ目ですが、具体的な設定につきましては、例えば人口がどのくらいか、 人口密度がどのくらいか、公共交通機関はどのような形になっているか、それぞれの業務施設や商業 施設の集積がどのようになっているかということを都市計画基礎調査で確認いたしまして、拠点候補 地をまず浮き彫りにし、その中で県としてもそれを評価、あるいは市町村の御意見を十分伺いながら 拠点設定させていただいております。

次に拠点地区間のネットワークについてです。これは今も変わりませんが、現在の計画は道路を中

心としたネットワークという考え方でした。今回は、超高齢社会が進んでいったときに、免許の返上等で自動車を運転しない高齢の方が増えていきます。現状も増えていますが。そういった視点から、道路整備は今だ道半ばですのでしっかりネットワークを組むために整備していきますが、それに加えて、公共交通をしっかりネットワークに組み込んで交通ネットワークを構築していくという考え方をしております。

最後に、都市防災に関する方針を新たに追加。今までは特段項目を設けた形ではなかったわけですが、都市防災の観点を追加しました。東日本大震災がございましたし、その後広島豪雨もありましたが想定し得なかった。これはもう想定内としなければいけないのかもしれませんが、そういった特に都市災害に対して強い都市を目指していくという方針で、明確に項目を立てております。

詳細につきましてはこの後御説明差し上げます。

「3 都市計画区域マスタープランの策定経緯」につきましては、平成25年度から都市計画審議会の中に簗瀬先生や森本先生を含め4人の先生方により構成された専門委員会を設置して、7回ほど御審議いただきました。その上で、平成26年10月開催の第164回都市計画審議会で途中経過と策定状況を報告させていただいております。ちなみに今回の案件ではございませんが、3つの線引きの都市計画区域については、来年2月に予定しております次の都市計画審議会で同様に御審議いただくことを考えております。

その下に表がございます。この中で、上側に赤で囲う形で非線引き都市計画区域、参考として、下に線引き都市計画区域のこれまでの経緯を示しております。地元説明会や、都市計画法第16条で都市計画の素案について住民から意見をいただく目的で縦覧しております。公聴会を経て、今度は具体的な都市計画の案に対して御意見をいただくということで17条縦覧。平成27年7月28日から8月11日まで2週間公衆の縦覧に供しております。それを踏まえまして本日の都市計画審議会ということでこれから御審議いただくことになっております。

具体的な区域マスタープランの内容でございますが、3ページをお開きください。こちらにつきましては、「別冊」には14都市計画区域分あるわけですが、そちらの基本的な目次立てに対応してどのようなことを記載しているのかを整理したものでございます。大きくは「1都市計画の目標」。

次に、ある意味大きな意味を持っておりますが、この都市計画区域については区域区分つまり線引きの区分をするかどうかというところが「2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」です。それを踏まえて、「3 主要な都市計画の決定の方針」で考え方を整理しています。「4 都市づくりの実現に向けて」は、3の都市計画の決定方針を踏まえて、それを具体的にどのように進めていくのかという着眼点で最後に整理しております。

3ページにお戻りいただきまして「1 都市計画の目標」ですが、目標年次は通常、国勢調査から 20年先を見通して10年後の将来を想定した都市計画のあり方を示すものでございます。

「1-2 本区域の現状及び課題」は、それぞれの都市計画区域の現状と課題を、人口動態や産業の状況、土地利用の状況、周辺都市との人の移動等の現状を国勢調査や都市計画の基礎調査から把握した上で、現時点で将来を見通したときに課題とされるものはどういうものかを1-2で整理してお

ります。

「1-3 都市づくりの基本理念」は、どこに着目して都市づくりを進めていくのかということです。これは先ほど申し上げました、昨年策定した「とちぎの都市ビジョン」で明確に打ち出したところですが、大きく4つ。1つ目は、コンパクトな都市をつくっていく。2つ目は、免許を持っている人いない人、お子さん、学生、誰もが安全でスムーズに移動できるネットワークを構築していく。3つ目は、従来からの趨勢ですが、環境にも配慮した都市づくりをしていく。4つ目は、都市計画といえども地域づくり、都市づくりでございます。その地域の強みや特徴をきっちり踏まえた都市づくりをしていくべきである。この4つを基本理念に据えております。

そういう中で、「1-4 本区域の将来都市構造」として、「とちぎのエコ・コンパクトシティ」を目指していきましょうということをお示ししております。

次に、「1-5 地域ごとの市街地像」を描いております。ここに各都市計画区域の特徴が一番表れてまいりますが、基本的には拠点地区を設定していくということです。5ページ、A3見開きを御覧ください。これが「とちぎのエコ・コンパクトシティ」で、左上に概念図を整理しております。ここに、拠点として広域拠点、地域拠点、生活拠点と、いわゆる観光レクリエーションの拠点、工場等の産業拠点、大きく5つの拠点を鉄道や道路、公共交通でネットワークしていく。一言で申し上げますと、各拠点の拠点性を高めた上で、それぞれの拠点が相互補完する形がとれるようにネットワークを強化・充実していくというのが、「とちぎのエコ・コンパクトシティ」でございます。

イメージとしては、産業拠点と観光レクリエーション拠点はその名のとおりでピンとくるところですが、右側にそのほかの3つの拠点(広域拠点、地域拠点、生活拠点)についてイメージ・概念を示しております。

「広域拠点」と申しますのは、県内外とも連携する広域的な拠点です。例えば、鉄道であれば新幹線、もちろんJR線、在来線もそうですが、そういったものを中心に高度な都市機能を集積させていく。例えば学校教育施設でいえば大学。県・国の機関等でいえば、県であれば県庁。業務施設であれば本店、東京に本店があるものはメインとなる支店。こういった都市機能を集約し、広域的な交通ネットワークの拠点を有するところとお考えいただけばよろしいかと思います。

次に「地域拠点」です。こちらは栃木県全体や県外との連携というよりは、その地域の拠点となるようなところでございます。例えば、交通機関ももちろんですが、先ほど申し上げた教育機関で言えば高校。業務施設で言えば支店や出張所。行政機関で言えば県の出先機関等が集積しているところと捉えていただければと思います。

最後に「生活拠点」です。こちらは基本的に概ね小学校区規模になります。都市計画の学問的には、「近隣住区」という理念で、小学校区を中心に一つの地域・都市を形成していくということです。例えば病院であれば、地域に密着したということですので、大病院は交通ネットワークで広域拠点に行っていただけばいい。日常のかかりつけ医等を必要とするということで、例えば診療所と表現させていただいております。あるいは郵便局や銀行は、最前線の出張所。あるいはそれぞれの市町の出張所。コンビニ店舗と書いてありますが、ここも日常生活に不可欠な日用品販売につきましては、歩いたり

自転車で移動できるコンパクトなところで用事が済むようにということで、生活の拠点として設定しております。

それを、今回の14都市計画区域で左下の表に整理させていただきました。「各都市計画区域マスタープランにおける拠点地区・ネットワーク等の位置付け」です。

拠点の設定につきましては、広域拠点は日光、大田原、矢板、那須塩原、さくら、那須烏山。地域拠点は、各都市計画区域で当然形成していかなければいけない。生活拠点は、先ほど小学校区というお話をしました。今回の区域マスタープランの中の具体的な図面には、主な生活拠点という形で図に表示しております。この計画の中で、既存の集落で今課題になっているのは、地域が疲弊し、このままいけばその集落の存続自体が危ぶまれるということを十分考慮し、既存集落につきましてもいわゆる生活拠点ということで、最終的には市町村のきめ細かなマスタープランの中で市町村が判断して位置付けしていく形になっていこうかと思います。それと、産業拠点、観光レクリエーション拠点につきましては、既存の工業団地や今計画のある工業団地を産業拠点とし、既存の観光地や観光資源、自然環境といったものを観光レクリエーション拠点として形成していこうということで位置付けしております。

ここで1点御説明差し上げたいのは広域拠点です。これは先ほど御説明しましたように県外とのつながりも念頭に入ってまいりますので、候補地として位置付けるときに、新幹線や宇都宮線、烏山線といった鉄道が重要になってまいります。これを見ていただきますと、大田原は鉄道沿線ではございませんが、那須塩原に隣接しております。矢板、那須塩原、さくら、那須烏山ということで、JR線沿線に広域拠点を設定いたしております。広域拠点のないところにつきましては、ネットワークを充実していくという話の中で、そちらと連携を図ることによって広域拠点としての都市機能、利便性がしっかり享受できるようにしていくということで計画しております。

3ページにお戻りいただきます。今、「1-5 地域ごとの市街地像」ということで説明しましたが、「2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」の線引きをするかしないかというところです。ここにつきましては非線引きと最初に申し上げましたが、線引きはしない都市計画区域として、現在もそうですが、今後ともそのような形で都市づくりを進めていくと定めております。

次が主要な部分になりますが、「3 主要な都市計画の決定の方針」です。こちらは大きく全部で 5 項目ございます。まず「3-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」です。

次に4ページ目になりますが、「3-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」は、 それを実現するための都市施設をどのように定めていくかという方針です。

「3-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」は、都市施設の整備と相まって、 都市計画の母と呼ばれております区画整理や市街地再開発事業を都市計画として位置付けていくに 当たっての方針です。

「3-4 自然環境の整備、又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針」は、自然環境の保全。 これは農業生産環境も同じです。こういったものを保全するために、都市計画としてどのような方 向に持っていくのかということです。 「3-5 都市防災に関する方針」は、先ほど今回の特徴の一つであるとお話しいたしました都市 防災に関する方針を整理しております。

3ページにお戻りいただきますと、3-1は「住宅地」、「商業地」、「工業地」、「その他」ということです。「住宅地」、「商業地」、「工業地」、いずれもその底流にあるのは、拠点性を高め、それらをネットワークで利便性を高めていくということで、無秩序で外延的な拡大は抑制していきましょうということです。また、既存の道路や公園といったストックの長寿命化を図るなどしてしっかり有効活用していく、あるいは空き家を有効に利用していくということで記載しております。

「その他」ですが、既存の集落についてはしっかり維持、保全を図っていくのだということを明確 に記載しております。

4ページ目を御覧ください。都市施設については、大きく「交通体系」と「下水道、河川」ということで整理しております。「交通体系」としては、まだまだ必要な道路がございますので、そういったものをしっかり位置付けし、あわせて超高齢社会を念頭に置いた公共交通の充実、この2つを関連させて総合的な交通体系をつくっていく。特筆すべきところは、自転車です。環境にもやさしく健康にもいい乗り物ということで自転車が脚光を浴びてしばらく経ちますが、こういったものが利用しやすい環境をつくっていくことを記載いたしました。

「下水道、河川」ではゲリラ豪雨や少し前までは想定し得なかった大規模な自然現象にしっかり対応できるように、ハード・ソフト両面から都市計画を定めて実行していくということを記載いたしました。河川については、水を速やかに下流域に流すという観点は従来からございましたが、自然的な環境をレクリエーションの場として積極的に県民に利用してもらおうということで、水辺空間の整備を検討していくということを、改めて整理しております。

次に3-3には「市街地再開発事業」、3-4には「自然環境の整備・保全」、3-5には「都市防災」を記載しております。今回新たに追加いたしました「3-5 都市防災」につきましては、本県では減災という観点で、緊急輸送道路や、災害が起きたときに少しでも被害を軽減していく減災のために必要な道路、あるいは避難のために必要な道路、こういったものをしっかりネットワーク化していく。

また、昨今の話題ですが、空き家対策も建物の不燃化・耐震化にあわせて考えていかなければいけない。また、「台風や集中豪雨、土砂災害に対する」云々ということで書いていますが、ハード対策に加えてソフト対策を車の両輪としてしっかり推進していくということ。これは改めて言うまでもないのですが、災害発生の恐れのある場所の市街化は都市計画としても抑制していく。ここを改めて整理いたしました。

最後に「4 都市づくりの実現に向けて」は、こういった方針に基づいて個別の都市計画が決定されていくわけですが、その方針を実現するために、具体的にどういった着眼点を持って都市計画を進めていくのかということを「4-1 実現に向けての基本方針」、「4-2 都市づくりの実現化方策」という形で整理いたしました。20年先を見通して、概ね10年後の都市構造を構想していくということです。具体的な都市施設等についてもここで整理させていただいております。

拠点地域の設定もございますが、例として16ページをお開きください。こちらは「那須塩原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」でございます。これは概要版ですので、上から、都市計画区域の現状について整理したり、人口がどうなっているか、都市施設の整備状況がどうなっているかを掲載しております。

「(2) 将来の都市構造」ということでは、先ほど言いました5つの拠点を具体的にお示ししています。また、各拠点を結ぶ連携軸は、大きく広域連携軸、都市間連携軸、都市内連携軸ということで整理しております。

17ページ、非常に細かい図面で恐縮ですが、凡例にありますように、広域拠点は先ほどの表にもありました那須塩原駅周辺。地域拠点として黒磯駅周辺や西那須野駅周辺。それを囲む形でその周辺にいわゆる生活拠点。既存の工業団地である関谷や井口、上赤田といった産業拠点。日光国立公園や塩原、これは都市型のレクリエーションになろうかと思いますが那須のアウトレット等もある黒磯板室 IC 周辺を、観光レクリエーション拠点ということで整理しております。

全ての都市計画区域についてこのような形で整理したものを、「概要版」ということでお手元に用 意いたしましたが、説明は「那須塩原」を代表としてかえさせていただきます。

ここで申し上げておくべきことは、県が広域的な立場から区域マスタープランをつくります。それに基づいて、各市町村が市町村の実情に応じて市町村マスタープランを今後つくってまいります。そういう中で各市町村はもう少し細かく拠点設定をいたします。特に生活拠点になろうかと思いますが。このようにご理解いただければありがたいと思います。

以上で議案の説明を終わらせていただきますが、都市計画の案につきましては7月28日から8月 11日まで2週間、公衆の縦覧に供しました結果、特に意見書の提出はございませんでした。

さらに、地元の市町に意見照会いたしましたところ、14区域ございますので8月から10月にかけてになりますが、いずれも異存ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

- ○議長 丁寧な説明をありがとうございます。それでは、ただいまの案件につきまして御質問、御意見がございましたらお願いいたします。
- ○委員 今の説明の中で、今回見直しということで上河内と旧石橋の部分が今度、宇都宮と小山栃木の 都市計画区域に変更されるということで、非常にいい形になるのかなと見ています。

西方が栃木市と合併して、エリア的には1つのエリアなのかなと想像できるのですが、今回あえて そこを非線引きの形にとどめたのは、栃木市との調整等もしっかりとあったのだろうと思います。本 のほうにもしっかりと住宅地が広がっていく様子はないということで検証されていることは理解し ていますが、現状と今後の見通しについて御説明いただければありがたいのですが。

○幹事(栃木県都市計画課長) 先ほど少し言葉足らずのところがございました。都市計画区域の再編につきましては、2月の都計審のときに改めて御審議いただくことを考えております。先ほどの話は、そういうことを考えているので、今回の非線引きの都市計画区域は15区域ではなく14区域になりますということで御理解いただきたいと思います。

先ほどの委員からの御指摘ですが、上河内については宇都宮都市計画区域に含めるのに、西方や栗野、旧栗野は鹿沼市になりますが、こちらはこのまま非線引きで残るのか、今後の見通しはという趣旨の御質問だと思います。大きな違いは、1つの都市計画区域の中に非線引きと線引きが共存することは都市計画の方針上できないということで、上河内につきましては、今までは非線引きであったところを今回線引き都市計画区域とします。ですので、宇都宮都市計画区域に含めるということで今、調整を進めております。それに対しまして、栗野と西方につきましては、栗野であれば鹿沼、西方であれば栃木は、線引きの市町村になっております。ただ、現実的には栗野と西方につきましては、線引きをしてまで土地利用の整序を図っていくような市街化の圧力が果たして今あるのかどうかというところを各市町、鹿沼市や栃木市と十分話をさせていただき、地元の状況も含めて、今回については非線引きという形で残そうではないかと。そうなると、小山栃木都市計画区域に非線引きのエリアを入れるのは好ましくないという判断で、このような形をとらせていただいております。

ただ今後、人口減少や超高齢社会がどこまで進んでいくかということを考えると、なかなか考えにくい部分がありますが、両都市計画区域に相当程度の市街化圧力がかかり、これは線引きをしないととんでもないという状況が出てくるとすれば、そこは機動的に、線引きも含め、もちろん各市町村の意向を十分尊重する形でやっていく。ただ、現時点ではそういう状況にはないということで御理解いただければありがたいと思います。

- ○議長 よろしゅうございますか。
- ○委員 はい、結構です。
- ○議長 そのほか、本日の案件につきましてどなたか御意見、御質問があればよろしくお願いします。 そのほかよろしゅうございますか。

それでは、御質問、御意見はこれ以上ないようですので、本案件について採決を行いたいと思います。

ここで私から提案がございます。採決についても、本来であれば第1号議案から第14号議案まで個別に行うところでございますが、内容的には一括して御説明いただいておりますので、採決につきましても一括して採決ということでいかがでしょうか。もし個別に採決が必要だというご意見があれば承りたいと思いますが、よろしいですか。

それでは特に御意見がございませんので、第1号議案から第14号議案までは一括して採決とさせていただきます。

それでは、第1号議案「栗野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」から、第14号議案「那珂川都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」を、原案どおり議決することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議がございませんので、本案件については原案どおり議決いたします。

以上をもちまして、本日の議案の審議を終了いたします。議決されました議案につきましては、直 ちに答申の手続をとりますので御了承願います。 以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。御審議ありがとうございました。それでは事務 局にお返しいたします。

○事務局 以上をもちまして、本日の審議会を閉会いたします。

なお、本日御用意いたしました資料が不要な場合には、冒頭御説明いたしましたとおり、そのまま 机の上に置いていかれますようお願いいたします。本日はありがとうございました。

午後2時25分 閉会